

「鳥取県高校生等奨学給付金」のご案内 (返還は不要です)

高等学校等に通う低所得者世帯（非課税世帯）を対象に、授業料以外の教育費として支給されます。

どんな世帯が対象なの？

以下の4点すべてに当てはまる方が対象です。

- ①市町村民税所得割額非課税世帯または生活保護（生業扶助）受給世帯
- ②保護者、親権者等が鳥取県内に在住
- ③就学支援金支給対象である学校（高等学校、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程等）に在学
※特別支援学校高等部生徒及び児童入所施設入所生徒は除きます。
- ④平成26年度以降に学校へ入学した者



いくらもらえるの？ (第1子、第2子の考え方は裏面をご覧ください)

支給対象者	支給額 (年額)		申請に必要な添付書類
	国公立の場合	私立の場合	
生活保護受給世帯（通信制在学者も同額）	32,300円	52,600円	生活保護法による生業扶助を受給していることを証する書類
生活保護受給世帯以外			
通信制以外			
第1子の高校生等がいる世帯	75,800円	84,000円	対象となる高校生等本人の健康保険証の写し
15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯で、第2子以降の高校生等がいる世帯	129,700円	138,000円	対象となる高校生等本人及び15歳以上(中学生以下を除く。)23歳未満の兄弟姉妹の健康保険証の写し
通信制			
高校生等がいる世帯	36,500円	38,100円	対象となる高校生等本人の健康保険証の写し

どうすれば申請できるの？

●県内高校に在学している方

・対象者には7月頃学校から案内があります。申請は7月末までの各学校で定める日までとなります。申請書、添付書類の提出先は、在学する高校です。

●県外高校に在学している方

・申請書を送付しますので、直接育英奨学室までお問い合わせください。申請書は7月31日（月）までに、育英奨学室へ提出してください。

●給付金は、年額を10月から12月にかけて支給する予定です。

高校生等が複数いらっしゃる世帯は、高校生等の人数分の申請ができます。給付金の支給区分については、裏面をご覧ください。



※制度の概要（支給額等）は、平成29年度県当初予算（案）のものであり、予算審議の状況により変更となる場合があります。

第1子、第2子等の考え方(金額は生活保護受給世帯以外の場合)

高校生等奨学給付金（世帯構成別）

	高校生等（年齢は問わない）	15歳（中学生は除く。）以上～23歳未満
世帯A	<p>第1子</p>  <p>公立 75,800円 私立 84,000円</p>	 <p>※扶養されていない</p>
2人目以降の高校生等が扶養されている場合		
世帯B	<p>第1子 第2子以降</p>   <p>公立 75,800円 公立 129,700円 私立 84,000円 私立 138,000円</p>	 <p>※扶養されていない</p>
高校生等を除き、15歳以上23歳未満の者が扶養されている場合		
世帯C	<p>第2子以降</p>  <p>公立 129,700円 私立 138,000円</p>	
世帯D	<p>第2子以降 第2子以降</p>   <p>公立 129,700円 公立 129,700円 私立 138,000円 私立 138,000円</p>	 <p>※扶養されている （大学生など）</p>

詳しくはお問い合わせください
鳥取県教育委員会 育英奨学室
電話：0857-26-7541、0857-29-7145
ファクシミリ：0857-26-8176
メール：jinkenkyouiku@pref.tottori.jp